

# 中野区教育委員会会議録

令和5年第9回臨時会

令和5年8月4日

中野区教育委員会

令和5年第9回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和5年8月4日（金曜日）

開会 午前 11時43分

閉会 午前 11時49分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第32号議案 審査請求に対する裁決について

○議事経過

午前 11 時 43 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 9 回臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、平本委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

ここでお諮りいたします。

議決事件、第32号議案「審査請求に対する裁決について」につきましては、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(令和 5 年第 9 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

<議決事件>

入野教育長

それでは、議決事件に入ります。

議決事件、第 32 号議案「審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 32 号議案「審査請求に対する裁決について」、説明をいたします。

提案理由でございますが、令和 5 年 5 月 21 日付審査請求書により提起されました審査請求に対する裁決を行う必要があるためでございます。

裁決書の 1 ページをごらんください。

まず、主文でございます。主文は「本件審査請求を却下する」でございます。

第1、事案の概要は、裁決書記載のとおりでございます。

裁決書2ページをごらんください。

第2、審理関係人（審査請求人）の主張の要旨、こちらにつきましても記載のとおりでございますので、お読み取りください。

第3、理由でございます。

1、審査請求に係る法の規定についてでございます。

処分についての審査請求は、行政不服審査法第2条の規定によりまして、行政庁の処分に不服がある者がすることができる場所、当該「行政庁の処分に不服がある者」とは、昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決に従いまして、行政庁による処分によって自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者と解するのが相当であり、処分の効果が期間の経過その他事由により消滅し、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を失った者は「行政庁の処分に不服がある者」には該当せず、同人による審査請求は不適法なものとなります。なお、審査請求を行った後に回復すべき法律上の利益が失われた場合についても、既に裁決により救済を得る利益は失われていると解され、事情は変わりません。

2、本件審査請求についてでございますが、本件審査請求は本件回答を不服の対象としてなされたものであるところ、本件回答は本件陳情書による陳情の中でなされた本件申出に対し口頭説明を不要とする旨を回答したものでございましたが、本件陳情書による陳情は令和5年5月20日付け「陳情取り下げ願出書」の提出により取り下げられ、当該陳情の中でなされた本件申出につきましても同様に取り下げられていることからすれば、本件回答の効果は既に消滅していることとなるため、本件回答の取消し又は変更により審査請求人が回復すべき自己の権利又は法律上保護された利益がなお存在していると認めることはできず、本件審査請求は不適法なものであるといわざるを得ません。

以上のとおり、本件審査請求は、不適法なものでありその不備を補正することができないことは明らかなものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定に基づきまして、審理手続を経ずに却下されるのが相当でございます。

結論でございますが、主文のとおり、裁決いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑がございませんので、それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。  
ただいま上程中の第 32 号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

本日の議決事件、第 32 号議案「審査請求に対する裁決について」及び 7 月 28 日の第 8 回臨時会における協議事項「審査請求の取扱いについて」につきましては、会議を非公開の扱いとしましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に該当する部分を除き、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第 9 回臨時会を閉じます。ありがとうございました。

午前 11 時 49 分閉会